

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この学則は、関西大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、心理学研究科心理臨床学専攻（以下「本専攻」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (専攻の目的)

第2条 本専攻は、学理と実務の両面からの卓越した専門教育により、心の問題への心理学的支援に必要となる心理アセスメント、心理療法、地域援助等の臨床心理専門技能を有する高度専門職業人を養成することを目的とする。

### (課程及び修業年限)

第3条 本専攻に、修業年限を2年とする専門職学位課程を置く。

### (学生定員)

第4条 本専攻の入学定員は30名とし、収容定員は60名とする。

### (自己点検及び評価)

第5条 本専攻は、第2条に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

### (第三者評価)

第6条 本専攻は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

## 第2章 教育課程

### (授業科目)

第7条 本専攻の教育は、授業科目の授業によって行う。

2 授業科目の名称、分類、単位数、配当年次、修了要件等は、別表のとおりとする。

### (単位数計算)

第8条 本専攻の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(2) 実習については、原則として45時間の実習をもって1単位とする。

### (単位の修得)

第9条 学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

### (入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本専攻が教育上有益と認めるときは、学生が本専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本専攻に入学した後の本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

### (他の大学院における授業科目の履修及び単位認定)

第11条 本専攻が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本専攻において修得したものとみなすことができる。

### (単位認定の上限)

第12条 前2条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

### (追加科目の履修)

第13条 本専攻が教育上有益と認めるときは、本専攻に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の専攻、研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる。

### (履修届)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を専攻長に提出しなければならない。

2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

## 第3章 試験、修了及び学位

(試験の方法及び時期)

第15条 試験の方法は、筆記によるものとする。ただし、レポートの提出その他の方法によることもできる。

2 試験は、履修した授業科目について、学期末に行う。

(試験成績)

第16条 試験の成績は各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60点以上を合格とする。その評価は、次のとおりとする。

合格	100点～90点	秀
	89点～80点	優
	79点～70点	良
	69点～60点	可

不合格 59点以下

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(在学年限)

第17条 本専攻において在学できる年数は、4年とする。

(課程の修了及び学位の授与)

第18条 本専攻に2年以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。

2 専門職学位は、臨床心理修士(専門職)とする。

3 第1項における学位の授与については、本条に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

#### 第4章 教員組織

(担当教員)

第19条 本専攻の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に規定する資格に該当する者とする。

(専攻会議)

第20条 本専攻に専攻会議を置く。

2 専攻会議に関する規定は、別に定める。

(専攻長)

第21条 本専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、本専攻に関する事項をつかさどり、本専攻を代表する。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第22条 本専攻の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第23条 本専攻における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日

創立記念日 11月4日

(4) 夏季休業 7月29日から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月24日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

#### 第6章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第24条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、本専攻会議が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第25条 本専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。  
ただし、心理学並びにその周辺領域の既修者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの  
（入学試験）

第26条 本専攻に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

- 2 入学試験は、専攻会議が定める方法により、学力及び人物について考査する。  
（入学の出願）

第27条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学手続）

第28条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

- 2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。  
（休学）

第29条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を専攻長に提出し、専攻会議の議を経て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。
- 3 休学に関する規定は、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻事務取扱規程に定める。  
（復学）

第30条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を専攻長に提出し、専攻会議の議を経て復学の許可を得なければならない。

- 2 復学に関する規定は、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻事務取扱規程に定める。  
（退学）

第31条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、専攻長に提出しなければならない。

- 2 退学に関する規定は、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻事務取扱規程に定め

る。

(再入学)

第32条 前条により退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を専攻長に提出し、専攻会議の議を経て再入学の許可を得なければならない。

2 再入学に関する規定は、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻事務取扱規程に定める。

(除籍)

第33条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の納入猶予期間に関する規定は、学費規程に定める。

3 除籍に関する規定は、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻事務取扱規程に定める。

(復籍)

第34条 前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を専攻長に提出し、専攻会議の議を経て復籍の許可を得なければならない。

2 復籍に関する規定は、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻事務取扱規程に定める。

(転入)

第35条 他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日まで、本専攻に転入学を志願したときは、選考のうえ、許可することができる。

(転学)

第36条 本専攻から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

(転科)

第37条 本専攻から、本大学院の他の研究科又は専攻に転籍することは、許可しない。ただし、専攻会議が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

## 第7章 学費等

(入学検定料)

第38条 入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費等)

第39条 入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。

2 既に納めた学費等は、返還しない。

3 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

## 第8章 委託学生、科目等履修生及び交流学生

(委託学生)

第40条 公共団体及びその他の機関から、本専攻の特定の授業科目の履修について委託があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ委託学生として許可することができる。

2 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(科目等履修生)

第41条 本専攻の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

(交流学生)

第42条 他の大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本専攻の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ交流学生として許可することができる。

2 交流学生の取扱いは、専攻会議において定めるものとする。

(学則の準用)

第43条 委託学生、科目等履修生及び交流学生については、本章に規定するほか、正規の

学生に関する本学則の規定を準用する。

## 第9章 奨学制度

(奨学)

第44条 本専攻の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

## 第10章 留学

(留学)

第45条 本専攻は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

2 前項の留学期間のうち1年は、第3条に定める修業年限に算入する。

3 留学に関する規定は、別に定めるところによる。

## 第11章 施設及び設備

(講義室等)

第46条 本専攻には、その教育に必要な講義室、演習室、実習施設、自習室等を備えるものとする。

2 本専攻の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

## 第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第47条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

## 第13章 賞罰

(表彰)

第48条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第49条 本専攻の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

## 第14章 改正

(改正)

第50条 本学則の改正は、専攻会議の議を経なければならない。

## 第15章 補則

(補則)

第51条 本学則に定めるほか必要な事項については、関西大学大学院学則及び関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻事務取扱規程の定めるところによる。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2019年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

心理学研究科心理臨床学専攻

I 授業科目、単位数

種別	授業科目	単位数	配当年次
基本科目群	臨床心理学原論 1	2	1
	臨床心理学原論 2	2	1
	心理的アセスメントに関する理論と実践	2	1
	臨床心理査定演習	2	1
	臨床心理査定実習 1	1	1
	臨床心理査定実習 2	1	1
	心理支援に関する理論と実践	2	1
	臨床心理面接演習	2	1
	臨床心理面接実習 1	1	1
	臨床心理面接実習 2	1	1
展開科目群	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	1
	臨床心理地域援助演習 1	2	1
	臨床心理地域援助演習 2	4	2
	臨床心理事例研究演習 1	2	1
	臨床心理事例研究演習 2	2	1
	総合的事例研究演習 1	2	2
	総合的事例研究演習 2	2	2
	心理実践実習 I	1	1
	心理実践実習 II	1	1
	心理実践実習 III a	2	2
	心理実践実習 III b	2	2
	心理実践実習 IV	2	2
心理実践実習 V（臨床心理地域援助実習）	2	2	
応用・隣接科目群	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	1
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	1
	教育分野に関する理論と支援の展開	2	1
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	1
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	1
	心の健康教育に関する理論と実践	2	2
	臨床人格心理学	2	1
	発達障害臨床特論	2	1
	認知行動療法演習	2	1
	セルフディベロップメント演習 1	2	1
	セルフディベロップメント演習 2	2	2
	プラクティカル・ソリューション 1	2	2
	プラクティカル・ソリューション 2	2	2
	心身医学	2	2
	臨床心理特別講義 1	2	2
	臨床心理特別講義 2	2	2

II 修了要件

- 1 以下の科目を含め50単位以上を修得しなければならないものとする。
  - (1) 基本科目群から16単位
  - (2) 展開科目群から24単位以上
  - (3) 応用・隣接科目群から10単位以上

2 履修条件

学生は、授業科目の選択等に関する指導を受けなければならない。

### 3 履修制限単位

次の各号の単位を超えて、履修を届け出ることはできない。

(1) 第1年次 36単位

(2) 第2年次 36単位

### 4 進級制度

1年次終了時において、1年次配当の基本科目群の授業科目12単位以上を含む20単位修得できていなければ、2年次配当科目の履修を認めない。